

平成21年4月30日判決言渡 同日原本債収 裁判所書記官 飛山 力  
 平成20年(行コ)第329号 難民の認定をしない処分取消等請求控訴事件  
 (原審・東京地方裁判所平成19年(行ウ)第486号難民の認定をしない処分取  
 消等請求事件)

口頭弁論終結日 平成21年2月26日

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人

[REDACTED]

同訴訟代理人弁護士	近 藤 博 徳
同	伊 藤 和 夫
同	高 橋 融
同	梓 澤 和 幸
同	板 倉 由 実
同	伊 藤 敬 史
同	井 村 華 子
同	岩 重 佳 治
同	打 越 さ く 良
同	大 川 秀 史
同	笹 川 麻 利 恵
同	猿 田 佐 世 紀
同	島 蘭 佐 紀
同	白 鳥 玲 子
同	鈴 木 眞 子
同	鈴 木 雅 子
同	曾 我 裕 介

同訴訟代理人弁護士	高 橋 太 郎
同	高 橋 ひ ろ み
同	田 島 浩
同	濱 野 泰 嘉
同	原 啓 一 郎
同	樋 渡 俊 一
同	福 地 直 樹
同	本 田 麻 奈 弥
同	水 内 麻 起 子
同	村 上 一 也
同	毛 受 久
同	山 口 元 一
同	山 崎 健 悟
同	渡 邊 彰 悟
被 控 訴 人	国
同代表者兼処分行政庁	法 務 大 臣 介
裁 決 行 政 庁	東 京 入 国 管 理 局 長 人
処 分 行 政 庁	二 階 尚 人
同 指 定 代 理 人	東 京 入 国 管 理 局 主 任 審 査 官 三
同	小 出 賢 史
同	川 勝 庸 直 樹
同	荒 井 直 樹
同	森 茂
同	西 川 義 昭

同 指 定 代 理 人	津	留	信	弘
同	小	田	切	弘
同	権	田	佳	子
同	亀	田	友	美
同	家	村	義	和
同	新	部	宗	一
同	加	藤	慎	也

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁法務大臣が平成17年11月11日付けで控訴人に対してした難民の認定をしない処分を取り消す。
- 3 裁決行政庁東京入国管理局長が平成19年5月25日付けで控訴人に対してした出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく控訴人の異議の申出には理由がない旨の裁決を取り消す。
- 4 処分行政庁東京入国管理局主任審査官が平成19年6月21日付けで控訴人に対してした退去強制令書発付処分を取り消す。
- 5 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文同旨。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、ミャンマー連邦（ミャンマー連邦は、平成元年に名称をビルマ連邦

社会主義共和国から改称したものであるが、以下、改称の前後を区別することなく、同国を「ミャンマー」という。）の国籍を有する外国人の男性である控訴人が、後記各行政処分は、控訴人は難民であるにもかかわらず、その事実を誤認して、控訴人が難民に該当しないと判断の下にされたものであるから違法であるなどと主張して、被控訴人に対し、① 法務大臣が平成17年11月11日付けで控訴人に対してした難民の認定をしない処分（以下「本件不認定処分」という。）の取消しを求め、② 法務大臣から権限の委任を受けた東京入国管理局長（以下「東京入管局長」という。）が平成19年5月25日付けで控訴人に対してした出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）49条1項に基づく異議の申出には理由がない旨の裁決（以下「本件裁決」という。）の取消しを求め、③ 東京入国管理局（以下「東京入管」という。）主任審査官が平成19年6月21日付けで控訴人に対してした退去強制令書発付処分（以下「本件退去発付処分」という。）の取消しを求めた事案である。

原判決は、控訴人は難民に該当すると認めることはできないと判断し、控訴人の各請求を理由がないとしてこれをいずれも棄却した。控訴人は、これを不服として控訴した。

2 争いのない事実及び争点は、3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁12行目から6頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

ミャンマー政府は、国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））やその他の在外民主化運動団体をテロリストの組織であると決めつけ、国営新聞等で繰り返し非難をし、これら団体、その構成員、これら団体と関係を有するその他の組織を非合法組織と宣言している。したがって、これらの組織に所属する者が帰国をした場合には、直ちに身柄を拘束され、厳しく取り調べられるおそれ

が高いものであることは明らかである。控訴人は国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）の運営委員であり、この点からも難民該当性が肯定される。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 控訴人の難民該当性

##### (1) 難民の意義

入管法2条3号の2、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）1条A(2)及び難民の地位に関する議定書1条2の各規定によると、入管法にいう難民とは、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないものをいい、上記の「迫害」とは、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であつて、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧を意味するものと解するのが相当であり、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、その者が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほか、通常人がその者の立場におかれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要であると解するのが相当である。

##### (2) 当裁判所が認定する事実関係

上記引用に係る争いのない事実、甲第1号証から第3号証までの各1、2、第4号証、第5号証の1、2、第6号証、第7号証から第10号証までの各1、2、第11、第12号証、第13号証の1、2、第14号証、第15号証、第16号証から第18号証までの各1、2、第19号証から第21号証まで、第22号証から第27号証までの各1、2、第28号証の1から3まで、第29号証から第34号証まで、第36、第37号証、第38号証から

第45号証までの各1、2、第46号証から第49号証まで、乙第1、第2号証、第7号証、第11号証、第15号証、第22号証から第24号証まで、第26号証から第28号証まで、第32、第33号証、第41号証から第44号証まで、第46号証、控訴人本人尋問の結果に弁論の全趣旨を併せると、次の事実（公知の事実を含む。）が認められ、上記認定を左右するに足りる証拠はない（なお、本項においては、便宜上、主として西暦を用いる。）。

#### ア ミャンマーの人権状況

(ア) ミャンマーは極めて権威主義的な軍事政権によって支配されている。多数派のビルマ民族集団のメンバーにより支配されている抑圧的な軍事政権は、ネーウィン將軍率いる軍事クーデターが選挙で選ばれた文民による政府を転覆させた1962年（昭和37年）以来、民族的にビルマ民族の多い中央部と、いくつかの少数民族地域を支配してきた。軍隊が大規模な民主化要求デモを鎮圧した1988年（昭和63年）9月18日の国軍クーデター以来、軍の上級幹部で構成される軍事政権・国家平和開発評議会（SPDC）が布告によって支配し、憲法も立法府も存在しない。政府は、タンシュエ国家平和開発評議会（SPDC）議長・上級大将が率いている。軍事政権は、1990年（平成2年）、権力をそこに委譲すると約束した議会の開催に向けて、比較的自由的な選挙を許可した。選挙の結果、アウンサンスーチーを代表者とする国民民主連盟（NLD）は、大衆票の60パーセント以上、そして議席の80パーセントを獲得して勝利したが、軍事政権は政権委譲を拒否した。1990年代以来、軍事政権は、NLDを含めた民主化運動を鎮圧するために、国内で組織的に人権侵害を行い、上記の選挙で選出された代表による国会召集の度重なる努力を妨害した。ミャンマー政府は、2000年（平成12年）10月以来、将来的な民主主義への移行の条件に関して、NLD書記長のアウンサンスーチーと面談を行ってきた。2001年（平

成13年)から2003年(平成15年)初頭にかけて、多数の政治犯の釈放が行われ、アウンサンスーチーは地方への遊説が可能であった。しかし、2003年(平成15年)5月30日、ディペインを訪問中のアウンサンスーチーとNLDの遊説隊を武装した国軍及び軍事政権の翼賛組織である連邦連帯開発協会(USDA)のメンバーが襲撃し、多数のNLD党員及びその支援者が殺害され、又は行方不明となり、アウンサンスーチーは拉致されて軍施設に拘束されるという事件(ディペイン事件)が発生し、ミャンマーの人権状況は再び悪化した。2004年(平成16年)10月、穏健派のキンニャン首相が失脚し、ディペイン事件を指揮したとされるソーウィン第1書記が首相に就任した。

(イ) アムネスティ・インターナショナルの報告によると、ミャンマーでは拷問や虐待が制度化されてきたとされ、軍情報部員、刑務所の看守や警察官は、政治的理由による拘留者を尋問するときに、また、暴動を牽制するための手段として拷問や虐待を用いているという。治安部隊は、情報を引き出したり、政治囚や少数民族の人々を罰したり、軍事政権に批判的な人々に恐怖を植え付ける手段として、拷問を用い続けているとされる。軍情報部のセンターは、広範囲にわたって国中に張りめぐらされ、ここでは拷問が日常化しており、政治的な理由で逮捕されると、通常、まずこのセンターに連れて行かれ、判決を受けた後、43の刑務所のうち、20の刑務所のいずれかに移される。状態は異なるが、囚人はいずれの刑務所においても残酷で非人道的、品位を落とすような処遇を受けていると報告されている。拷問等については、2002年(平成14年)3月に公表されたアメリカ合衆国国務省の「各国人権情報2001・ビルマ」によると、ミャンマーにおいては、拷問を禁止する法律はあるが、治安警察は囚人や拘留者、一般市民に対し拷問や鞭打ちを日常的に行い、虐待することさえあり、政府が拘留者に対して、脅迫したり混

乱させることを目的に、悪質な尋問手法をとることは日常的となっていること、最も一般的な虐待は、睡眠と食事を与えないことであること、明るいライトの下でビニール袋で窒息に近い状態にさせ、締め具で足の自由を奪い、鼻と喉に水を押し込んだ状態で、24時間絶え間なく鞭打ちと尋問を続けたり、尋問中、職員が囚人の指の間に金属製の棒を挟み、囚人の手を傷つけることを目的に、それらを振り回したり、囚人の背に熱いワックスを浴びせたりすることもあり、囚人を長時間わたって座らせ、体の痛むような体勢をとるよう命じることもあることが認められる。

(ロ) ミャンマーでは、緊急事態法、非合法団体に関する法律、国家破壊分子取締法等の拡大解釈可能な法律により国民の活動が厳しく制限され、違反行為には重罰を科する旨規定されている。政治的逮捕のほぼすべてが軍情報部の各支局によって行われ、時にはミャンマー警官隊の公安部が加わることもあるという報告がある。これらの逮捕及び拘束について手続を定めた法律はなく、恣意的に行われている。司法機関は、軍政に対して独立した地位を占めていない。軍が最高裁判所の裁判官を指名し、指名された者が軍の承認の下に下位の裁判所の裁判官を指名する。そして、裁判システムが正常に機能することは希であり、特に政治的な問題を扱う場合は、裁判官による非職業的行為、上記拡大解釈可能な各法律の誤釈、政治的目的遂行のための法廷操作が続けられており、これらの行為は、市民が公正な公開裁判を受ける権利を奪い、法の支配の成り立たない状況を生んでいる。政治犯に対する裁判に弁護人は付されず、即日で判決が言い渡され、刑は軍の指示による。刑罰の刑期は累積的であるため長期の刑が言い渡されている。国際的な関心を持たれる著名な政治囚の場合、刑務所の過酷な環境で病気に罹患し、何ら治療が施されずに病死するという事例が報告されている。国際的な関心を持たれることのない政治囚の場合、拷問により殺害される事例は少なくないと見られ

ている。

(イ) 軍事政権の情報収集能力は高いと評価されており、国の内外に広範な諜報網を拡げ、至る所にスパイと内通者を置いており、高度な監視システムを形成している。軍事政権は、おそらく国外の民主化運動、反政府運動のほぼ全容を把握しており、最小限の力で最大の効果が得られるよう、ポイントを押さえ、相手を選んで迫害しようとすると考えられている。

(ロ) 軍事政権は、芸術活動に対しても、政治的主張を含むと判断するものについて極めて抑圧的な姿勢をとっている。

ムンアウンは、ミャンマーの民主化運動を鼓舞し続ける著名な歌手であり、同人の代表的な歌「トゥエモンダイン（血の嵐）」の歌詞（邦文訳）は「路上に流れた血は 消え去らない／血は小川に流れ、河に入り、血の色をした水は流れつづける／河はやがて海に、そして大海に／熱さのなか、水は蒸気としてたちこめ、血もまた雲をつくる／真っ赤な空に血の嵐 嵐が来たぞ／古びた仕組みをぶちこわす／あくどい奴らをぶちのめす／真っ赤な嵐が吹きつける／さあ 嵐とともに／さあ 嵐を楽しもう／新しい世界をつくる／われらの力をより強く／そして嵐がやんだ時、／美しい絵のような／新しい世界のなかで／ともに楽しもう」というものであって、ミャンマー人であれば「1962年（昭和37年）以来のミャンマーの軍事政権の下で、弾圧によって多くの学生の血が流れた。その血はしかしまだ生きている。その血を集めて嵐を起こして軍事政権を倒そう。」という主題を政治的メッセージとして認識するものである。ムンアウンは、1988年（昭和63年）9月18日の国軍クーデターの直後にミャンマーを出国し、ノルウェーで難民認定され、各国で演奏活動を行っているが、ミャンマー国内ではムンアウンの歌を歌うこともアルバムを所持することもムンアウンに関する出版物を出版する

ことも禁止されている。ムンアウンは、「ムンアウンの歌を歌います」と言っテムンアウンの歌を歌った歌手が懲役刑を受けたことがあり、「トゥエモンダイン（血の嵐）」が収録されたアルバムを所持している懲役刑を受けた者もいると述べている。ムンアウンは、日本に限らず、ノルウェー国外に渡ってコンサート等を行っているが、自分自身、どの滞在先でも、多かれ少なかれ、ミャンマー大使館員等の本国政府関係者の監視の下におかれていると感じている。このことは、後記ウ(ロ)のチャリティコンサートに来日した際も同様に、滞在していた知人のミャンマー人宅の前を知らない人が掃除していたり、家の前に腐った卵が置いてあったり、知らない車が家の前に駐車していたりといったことがあった旨、コンサート中も観客席から舞台に背を向け、ムンアウンの妻を正面から写真撮影していた者がいたと聞いた旨を供述している。

マーマーエは、国民的人気のある歌手であり、アメリカ合衆国で同国の民主化運動団体が主催するコンサートに参加したところ、軍事政権はマーマーエが帰国することを禁じ、ミャンマー国内でマーマーエの歌を歌うこともアルバムを所持することもマーマーエに関する出版物を出版することも禁止された。

(カ) ヤンゴン市の群区地区当局は、2005年（平成17年）1月19日に、ペギーの有名なポップバンド「ローズフラワー」のベースギタリストでリーダーであるコーテッウを逮捕した。コーテッウは、タイに本拠を置く、全ビルマ学生連盟外交委員会（ABFSU-FAC）のコーミンナインと電話で接触を持ったという嫌疑をかけられたということであった。

(キ) ミャンマー国内における人権状況について、国際社会は一貫して強い関心を示し、国連総会は、2003年（平成15年）12月13日、第58会期において、後記（「決議内容抜粋」）を要点とするミャンマー

の人権状況に関する決議を採決なしで承認した。国際労働機関（ILO）は、長年の間、ミャンマー政府が1955年（昭和30年）に批准した「強制労働に関する国際労働機関（ILO）29号条約」がミャンマー国内で遵守されているか否かについて強い関心を抱き続け、2003年（平成15年）5月、国際労働機関（ILO）とミャンマー政府との間で強制労働に関する共同行動計画が合意に達した。しかし、同月30日のディペイン事件以降行動計画の実施は中断している。

（「決議内容抜粋」）

A 以下の事項に強い懸念を表明する。

- a ミャンマーの人権状況を著しく後退させることとなったディペイン事件とそれに続き現在も継続している人権侵害及び政府と関係を持つ連邦連帯開発協会（USDA）のこれらの出来事への明白な関与。
- b アウンサンスーチーの身柄拘束と自宅軟禁、行動の自由を始めとする同人の人権と基本的自由に対する継続的な否認、また国民民主連盟（NLD）幹部の拘束の継続。
- c 全国の国民民主連盟（NLD）支部の閉鎖、同党及びその他の政治組織のメンバーと支持者に対する監視強化と投獄、とりわけ、刑期満了者の収容を継続していること。

B 以下の事項に引き続き強い懸念を表明する。

- a ミャンマー国民の市民的、政治的、経済的、文化的諸権利の組織的な侵害が継続していること。
- b 超法規的な処刑、引き続き拷問が行われていること、国軍兵士がいまだに行う強姦やその他の性暴力、不十分な収容環境、強制移住、法の支配が広い範囲で尊重されていないこと、司法の独立の欠如、人身売買、児童労働を含む強制労働、国軍による生活の破壊と土地の接収、食料、医療や教育など適切な生活水準を享受する権利の侵害。

c 報道、集会、結社、移動の自由を始めとする表現の自由の否定。

C ミャンマー政府に以下のことを求める。

- a ディペイン事件について、国際社会と協力し、徹底した独立の調査を開始すること。
- b ミャンマーの人権状況に関する人権委員会特別報告官が、国軍兵士による民間人に対する性暴力その他の虐待事例の調査を提案しているが、直ちにこの調査の実現を容易にし、全面的な協力を行うこと。
- c 人道援助の供給を確実に実施し、国民の最も被害を受けやすい集団に実際に届くために、国連又は国際人道機関がミャンマー国内のあらゆる地域に安全で制約を受けずに立ち入れることを直ちに保証すること。

D ミャンマー政府に次のことを強く要請する。

- a 組織的に行われているミャンマー国内の人権侵害を停止すること。あらゆる人権と基本的諸権利の全面的な尊重を保証すること。
- b ディペイン事件当日あるいはそれ以降に拘束されたアウンサンスーチーその他の国民民主連盟（NLD）幹部及び同党党員の即時無条件釈放；これらの人々が国民和解と民政移管に向けて十分な役割を果たすことを可能にすること。
- c その他の政治囚全員を即時無条件で釈放すること。
- d ディペイン事件の後に発せられたその他のあらゆる「一時的」措置を即時解除すること。とりわけ全国の国民民主連盟（NLD）支部すべてを再開させること。
- e 平和的な政治活動に課せられたあらゆる制限を直ちに撤廃すること。報道、集会、結社の自由を始めとする表現の自由を全面的に保障すること。
- f ディペイン事件以降の情勢を直接評価する事務総長特使と人権委員

会特別報告官がミャンマーに完全にかつ自由に立ち入ることができること。ミャンマー国内で両名が国民民主連盟（NLD）を始めとするミャンマー国内のあらゆる政党の指導者やメンバーと同等に接触することができるように保証すること。ミャンマーを文民統治に移行させること。

g 民主主義を回復し、1990年（平成2年）総選挙の結果を尊重すること。アウンサンスーチーを始めとする国民民主連盟（NLD）指導部と、民主化と国民和解に向けた実質的で具体的なスケジュールに基づいた対話を直ちに開始すること。

E 過去の決議で既に示された以下の事項を、ミャンマー政府に改めて要請する。

a 司法の独立性と法の適正な手続を確保すること。

b ミャンマーがまだ加盟しておらず、現在も有効な国際人権文書への加盟を優先的に考慮すること。国際人権文書の下に負う義務を完全に実施すること。

㉠ アメリカ合衆国やEU諸国は、ミャンマー国内の人権問題や政治の民主化をめぐる問題でミャンマーの軍事政権と対立し、ミャンマーに対する経済制裁を行っている。アメリカ合衆国は、2003年（平成15年）5月30日のディペイン事件以後、アウンサンスーチーや国民民主連盟（NLD）の他の指導者の拘束が継続していることに対する措置として、同年7月からミャンマーに対する経済制裁を強化した。アメリカ合衆国やEU諸国による経済制裁は、ミャンマーの国内経済に深刻な影響を及ぼしている。

㉡ 以上のようなミャンマーの軍事政権の性格をより正確に理解し、2003年（平成15年）5月30日のディペイン事件以後のミャンマー国内における人権状況を認識する上で有益な間接事実として、本件不認定

処分後に起きた次の出来事も重要である。すなわち、軍事政権が燃料代価格を5倍に引き上げたことを契機として、2007年（平成19年）8月からミャンマー国内で学生や活動家によるデモ行進が行われたが、軍事政権はこれを武力で鎮圧し、多数の学生や活動家が拘束された。同年9月に入ると、僧侶が集団で街頭を行進して抗議の意思を表明するようになり、これに一般市民が加わっていき、各地で多数の僧侶と一般市民が抗議のデモ行進をする事態に至り、ヤンゴンでは抗議のデモ行進は数万人規模に達した。これに対し、同月25日以降、軍事政権は、軍治安部隊による武力を用いた鎮圧を行った。同月27日、軍治安部隊がデモ行進を鎮圧する状況をビデオ撮影していた日本人ジャーナリストが銃撃されて死亡するという事件が発生した。軍治安部隊による一連の鎮圧活動に関して、多数の死亡者があったという報道及びそれを上回る多数の行方不明者があるという報道がされている。

イ ミャンマー国外における民主化運動

㉢ ミャンマー国外では、タイ、アメリカ合衆国、日本、オーストラリア、ヨーロッパ、インド、南アフリカ共和国などの世界各地において、ミャンマー人による民主化運動、反体制運動が行われている。世界における民主化運動、反体制運動の中心はタイにあり、タイの民主化運動、反体制運動の中心になっているのはビルマ連邦国民評議会（NCUB）である。ビルマ連邦国民評議会（NCUB）は、それぞれが独立した民主化運動団体であるビルマ民主同盟（DAB）、国民民主戦線（NDF）、国会議員連合（MPU）、国民民主連盟（解放地域）（NLD（L A））を4つの柱とした組織である。アメリカ合衆国においては、同国に本部を置くビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）を中心に民主化運動、反体制運動が活発化している。日本、オーストラリア、デンマーク・スウェーデン・オランダ・ポーランドを中心としたヨーロッパ、イン

ド、南アフリカ共和国にもそれぞれ民主化運動団体が活動しており、世界全体の団体の数は多数にのぼる。

(イ) 近年、ビルマ連邦国民評議会（NCUB）とビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）が中心となり、ミャンマー国外の民主化運動団体が協調して行動をとることを進める活動が行われている。ビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）の呼びかけにより、ミャンマー国外の民主化運動団体が集まる国際会議として、2003年（平成15年）10月11日及び12日にアメリカ合衆国インディアナ州のフォートウェインにおいて第1回ロードマップ大会が開催され、「ミャンマーにおける軍独裁主義を終焉させるための戦略」として、アウンサンスーチーと国民民主同盟（NLD）のリーダーシップを受け入れること、1990年（平成2年）の総選挙の結果を無視したすべての政治変化を受容できない、ミャンマーにおける独裁主義を崩壊させるためあらゆる方法で運動を継続するなどの決議がされた。2004年（平成16年）10月30日から11月2日まで、同じフォートウェインにおいて第2回ロードマップ大会が開催された。2005年（平成17年）2月12日、タイのバンコクにビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）及びビルマ連邦国民評議会（NCUB）を中心として、ミャンマー国外における42の民主化運動団体の代表が集まり、将来のビルマ連邦政府憲法のための基本原則を承認し、「基本原則セミナーの決議」として公表された。日本からは唯一国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）のメンバーが参加した。これらの活動を通じ、ビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）は、欧米各国の労働団体と提携しながら各国政府に働きかけるという方針を示し、ノルウェー政府、アメリカ合衆国政府、EU特にベルギー政府がビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）を支援していることが公表された。

(ウ) 日本におけるミャンマー民主化運動団体は、ビルマ民主同盟（LD B）、国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）などがある。国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））は、タイのミャンマー国境付近にあるメーソト（ムーイ川の対岸はミャンマーのミャワディ）に本部を置き、ウインケツが議長であり、日本、韓国、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、アメリカ合衆国、インドに支部があるが、日本支部（JB）の2008年（平成20年）12月現在の名目会員数は385名（平成17年10月当時は235名）で、うち国外に出た者や連絡を取れなくなった者を除く実質的な会員数は230名から240名の間（平成17年10月当時は130名程度）であり、国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））の支部の中で最大の組織である。国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）は、ニュースメディアやジャーナリストを重視する活動を行っており、軍事政権を批判するデモ活動をミャンマー大使館や国連大使館前で行う、ミャンマーの伝統の祭りに合わせた催しを開催し、舞台の上にアウンサンスーチーの写真を掲げてミャンマーの民主化を訴える、メーソトにある孤児のための学校（全ビルマ学生民主戦線（ABSDF）などが設立）を支援するチャリティコンサートを開催し、軍事政権のために厳しい境遇に置かれた子供達がいることを訴えるなどの活動をしている。

(エ) ミャンマーの軍事政権は、国外における民主化運動、反体制運動を強く敵視する姿勢をとり、攻撃的な非難を繰り返して、「ビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）、国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））、全ビルマ学生民主戦線（ABSDF）、能力の高いビルマ学生軍のメンバー、そのほかの破壊者が協力して計画を立て、国家を不安定にさせることや国家建設をだめにさせることを目的として暴力的な破壊活動をするだけでなく、国内の政党の一部も暴力的な破壊者や多くの



連携がある。」と非難し、国外の民主化運動団体を公式に非合法組織に指定し、ミャンマー国内における爆弾を用いた爆破事件又は爆破未遂事件を捜査したところ、被疑者は上記非合法組織のメンバーから指示ないし資金提供を受けていたとの内容の報道発表や国外の民主化運動団体は諸外国や国際労働機関（ILO）などの国際組織に向けて国益に反する活動を行っているとの内容の報道発表を繰り返している。この中で、日本における民主化運動団体に関連するものとしては、軍事政権は、1998年（平成10年）3月にヤンゴンにおいて発生した国家平和開発評議会（SPDC）のティンウー第二書記の家に送られてきた小包が爆発するという事件について、国民民主連盟（解放地域）（NLD（L A））のウィンケツ議長の指示に基づき日本支部（JB）の副書記長である[ ]が日本から小包爆弾を送ったと発表している。この発表を原因として、[ ]は日本において難民認定された。また、国家平和開発評議会（SPDC）情報委員会は、本件不認定処分後の2008年（平成20年）9月8日に行った報道発表の中で、同年7月に発生した爆破事件を主謀した組織に関連する組織の書記は、日本に住む全ビルマ学生民主戦線（ABSDF）のメンバー「[ ]（別名）[ ]（アルファベットの綴りが後述するブラックローズのメンバーの[ ]（[ ]）とほぼ一致しており、同人を指すと推認される。」を介してアメリカ在住の人物に国家機密を送り、この国家機密は各国大使館に送られたとしている。

#### ウ 控訴人に関する事実

（ア）控訴人は、1988年（昭和63年）当時はラングーン市（現在のヤンゴン市）[ ]高等学校夜間部の学生であり、高校生連盟に所属して民主化運動に参加していたが、同年9月18日の国軍

クーデターとそれに続く民主化運動弾圧を契機とし、逮捕を免れるため父の実家に住む叔父[ ]の許に身を寄せ、5年間生活した。[ ]は、かつて民主化運動に参加して拷問を受け、視力を失っていた。その後、控訴人は船員となり、商船に乗船して航海勤務に従事していたところ、1997年（平成9年）5月6日、鹿島港に着き、東京入国管理局鹿島港出張所入国審査官から、上陸期間「1997年（平成9年）5月6日から同年5月13日まで」の乗員上陸許可を受けて本邦に上陸したが、待遇の不满等から帰船せずに日本で働くことを決意し、上陸期間を超えて本邦に不法に残留した。

（イ）控訴人は、東京周辺で土木作業員として、その後はレストランで皿洗いをしながら、1998年（平成10年）から、ミャンマー人で構成するリバー（the River Myanmar Music Band）という名称のバンドにドラマーとして加わり、演奏活動を始めた。リバーは、日本でミャンマー軍事政権に反対して民主化運動を行うビルマ青年ボランティア協会（BYVA）が主催するチャリティコンサートに参加し、1998年（平成10年）5月にムンアウンが来日してタイとミャンマーの国境地帯にいる難民や子供達のためのチャリティコンサートを代々木青年館ホールで開催した際には、ムンアウンのバックバンドを務めた。

（ロ）控訴人は、1999年（平成11年）に自分がリーダーとなってブラックローズという名称のミャンマー人で構成するバンドを結成した。同年11月ころ、アウンコーウーがブラックローズに加入した。ブラックローズは、日本における民主化運動団体が主催するいくつかのチャリティコンサートに参加して、その中で政治的な歌を演奏した。ブラックローズは、2001年（平成13年）4月29日に民主化運動団体がムンアウンを招いて池袋で開催したタイとミャンマーの国境地域に暮らす難

民のためのチャリティコンサートにおいて、ムンアウンのバックバンドを務め、そこで軍事政権に反対する政治的な歌を多く演奏した。

(イ) 控訴人と[ ]の共通の知人であり、ミャンマーと日本を行き来してビジネスを営む[ ]は、2003年（平成15年）初めころ、ミャンマー国内の有名な歌手3名を日本に招いてブラックローズをバックバンドとしてコンサートを開催することを企画し、ブラックローズのリーダーである控訴人にその企画を伝えていたが、同年7月、招聘の許可を得るため、在日ミャンマー大使館の[ ]大使を訪問したところ、[ ]大使から、「ブラックローズは政治組織に協力しているためブラックリストに載っているから困難だ。」と告げられた。[ ]は、[ ]大使の上記発言を控訴人に伝えた上で、控訴人に対し、「もう一度頑張って大使館に掛け合ってみる。」と話した。

(ロ) 国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））の議長であるウィンケツは、ミャンマーの軍事政権から帰国を拒絶されているマーマーエのチャリティコンサートを2003年（平成15年）9月に東京で行うことを企画し、ブラックローズに手伝いを依頼した。ブラックローズはこれに応え、マーマーエのチャリティコンサート開催に尽力し、当日も裏方として働いた。このとき来日したウィンケツから、控訴人は、国民民主連盟（解放地域）（NLD（LA））に加入するよう勧められた。

(ハ) ブラックローズのメンバーのうち控訴人、[ ]、[ ]は、2003年（平成15年）12月に国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）に加入した。これに先立ち、同年11月ころ、控訴人らは、ブラックローズの他のメンバーに国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）に加入することを伝えたが、他のメンバーのうち2名は、政治的活動をしてミャンマーに帰国

できなくなることを恐れ、ブラックローズを脱退した。それでも、この加入の当時は、控訴人は難民認定を申請する必要はないと楽観していた。控訴人は、ミャンマーの新首相に就任したキンニャンが同年12月に来日した際に、ディペイン事件以降拘束が続いているアウンサンスーチーや国民民主連盟（NLD）の他の指導者を解放することを求めるデモ活動に国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）のメンバーとして参加した。

(ニ) 控訴人は、2004年（平成16年）2月12日ころに、姉の友人であり直接の交流がある[ ]からの封書を受け取った。その封書には、同月3日付けの控訴人の父からの手紙と同月4日付けの[ ]からの手紙が入っていた。乙第26号証に添付された資料6中の「東京入国管理局難民調査部門 東16-[ ]ビルマ語手紙訳」と表示された書面に記載された邦文訳によると、これらの手紙の内容は次のとおりである。すなわち、控訴人の父からの手紙は、「父から手紙を書きます。この手紙をちゃんと読みなさい。それから、お前が手紙を書く時は、[ ]の住所では書かないように。[ ]の家の住所で書きなさい。電話をかけるときも、他の余計なことは何も話さないように、特に注意しておきたい。この前の30日に、通りの角の[ ]と一緒に軍情報部といった2人が夜、家にやって来た。用件は、お前がそちらでデモをやっている件だと言ってきた。お前には以前からそうしたことはしないようにと言ってきたけれど、過ぎてしまったな。[ ]は、とても胸を痛めている。それから、（太鼓などを）叩くのをやめなさい。政治の行事に行かなくても、何でもないだろう。お前続けていれば、帰ってくることができなくなるよ。今一緒に来たひとりがかなり言っていた。デモのようなことはするな。わたしたち皆が心配している。お前、続けていたら、帰ったらすぐに捕まるぞ。

あの [ ] を見てみる。ある一部のことは、家の電話では話したくない。手紙を受け取ったら [ ] の家と空いている日時を約束しなさい。父さんが行って待つ。一番は、いっさい続けてするなということをお願いしたい。仏法を忘れるな。」との内容であり、 [ ] からの手紙は、「久しぶりに手紙を書きます。手紙を書く訳は、 [ ] の家から頼まれたので、手紙で知らせる事です。おじさん [ ] の手紙も一緒に入れておきます。それで事情が全部分かるでしょう。 [ ] がひとりそっちでやっていることについて、当局が [ ] の親の家に来て、話していったそうよ。このことを必ずやめさせるように、止めるように話していった、と。 [ ] の親は [ ] のことをとても心配しています。こっちは、知っている通りよ。そっちでやっている人たちが帰ってきたら、厳しく問題にされ、本当に恐ろしい。 [ ] の家と手紙で連絡をとっても、開封されてチェックされるのは確実よ。 [ ] の家に伝えたいことがあれば、 [ ] を通して連絡してください。今も [ ] のお父さんの手紙を、 [ ] の手紙と一緒に同封しました。 [ ] があらゆる危険から免れて暮らせるように、神様に祈っています。健康で幸せでありますように。」との内容であった。控訴人が [ ] に電話をして聞いたところ、軍情報部は控訴人の父に日本でのチャリティコンサート等の控訴人のバンド演奏の姿を撮影した写真を見せたとのことであった。(乙第26号証添付の資料6の封筒写し部分の切手、消印、差出人、宛先の記載によれば、2004年(平成16年)5月25日に東京入管難民調査官により原本確認が行われた同写しの原本はミャンマーのヤンゴンの [ ] から東京の控訴人に宛てて2004年(平成16年)2月5日までにミャンマーで投函された封筒であることを認めることができ、

同じく原本確認が行われた同資料6のうち上部右肩に「4. 2. 2004」の記載がある書面写しの筆跡と上記封筒写しの筆跡とを見比べると、前者は英語で後者はミャンマー語で表記されていて厳密な意味での筆跡の対比を行うことは難しいが、ペンの運びは言語の違いを超えてよく似ており、別人の手によるものというよりは同一人物の手によるものという方が自然であり、上記各事実と乙第26号証、第33号証によれば、同じく原本確認が行われた同資料6の上部右肩に「3. 2. 2004」の記載がある書面写しの原本は控訴人の父により作成されたものであり、上部右肩に「4. 2. 2004」の記載がある書面写しの原本は控訴人の姉の友人である [ ] により作成されたものと認めることができる。) )

(イ) [ ] は、2004年(平成16年)2月、 [ ] 在日ミャンマー大使に面会して、再度ミャンマーの3人の歌手を日本に招聘しブラックローズをバックバンドとしてコンサートを開くことの許可を求めた。これに対し、 [ ] 大使は、ブラックローズは政治活動ゆえに政府のブラックリストに記載されているから、ブラックローズとは一緒にしないように述べた上、「もし彼らがヤンゴンに戻れば困難な状況に陥るだろう。」と告げた。 [ ] は、控訴人に対し、ブラックローズをバックバンドにすることはできない旨を告げるとともに、 [ ] 大使の発言を伝えた。 [ ] は、 [ ] にも [ ] 大使の発言を伝えた。 [ ] は、別のバンドを手配し、2004年(平成16年)4月4日、東京都港区のa b c 会館ホールにて、ミャンマーの歌手3人が出演するコンサートを開催した。 [ ] に関する上記各事実 (イ) 及び (イ) は、乙第26号証の添付資料4のコンサート案内写し(チケット購入先として「 [ ] 」の記載があり、 [ ] が

主催者の一人であると認められる。)により裏付けられる。)

(イ) 控訴人は、控訴人の父及び [REDACTED] からの手紙と [REDACTED] の話から、難民認定の申請を決意して、2004年(平成16年)5月、難民認定の申請をした。同時期に [REDACTED] を含むブラックローズの他のメンバーも全員難民認定申請をした。

(ロ) その後、控訴人は、国民民主連盟(解放地域)日本支部(NLD(LA)JB)の運営委員会組織部に所属し、音楽活動を通じて加入者を募り、広報活動を行うという役割を担っている。具体的には、控訴人は、国民民主連盟(解放地域)日本支部(NLD(LA)JB)が主催するチャリティコンサートの運営責任者であり、会場の手配や設営、機材の準備などに従事している。控訴人は、ブラックローズがムンアウンを招いてチャリティコンサートを開催することを企画し、2003年(平成15年)ころから準備を進め、本件不認定処分後の2006年(平成18年)7月9日に王子駅近くの北とびあにてムンアウンとブラックローズが共演するチャリティコンサートを開催するに至った。開催前に発行された「ビルマナショナルジャーナル」7月号には、ムンアウンとのコンサートに関する控訴人とアウンコーウーに対するインタビュー記事が控訴人と [REDACTED] の顔写真入りで掲載され、その中で、リーダーである控訴人は、来日して以来ムンアウンとのコンサートは1998年(平成10年)と2001年(平成13年)に続いて今回は3回目であるが、このコンサートは国境で苦況に遭っている孤児達の学校に寄付するために行うものであること、演奏曲目の中に「トゥエモンダイ(血の嵐)」があり、この歌では、1988年(昭和63年)民衆蜂起の際に起こった痛ましい出来事、罪のない僧侶、国民、学生達殉難者達が民主化闘争で命を犠牲にしたことを再び思い出させるようなパフォーマンスをしたり等色々盛り込んでいる等と述べている。このチャリティコ

ンサートによる収益金はブラックローズの名前でタイのメーソトにある全ビルマ学生民主戦線(ABSDF)などが設立した [REDACTED] 孤児院に寄付することが予め公表され、実際に収益金47万円がブラックローズの名前で [REDACTED] 孤児院に寄付された。このムンアウンとブラックローズの共演によりチャリティコンサートが開催された事実は、翌日には、「ヒッタイン」、「モーマカ」、「バーマトゥディ」、「DV B」等のウェブサイトで報じられている。

(イ) ブラックローズのメンバーのうち、 [REDACTED] ([REDACTED]) と [REDACTED] ([REDACTED]) の夫妻は、2006年(平成18年)2月21日付けで法務大臣により難民と認定された。メンバーのうち1名は在留特別許可を受けた。

(ロ) ブラックローズのメンバーである [REDACTED] は、上記(イ)のムンアウンと共演したチャリティコンサートから間もない2006年7月23日、ヤンゴンの友人から [REDACTED] の弟に電話をするように連絡を受け、折り返しヤンゴンに住む弟に電話をした。そこで、弟から、2日前の同月21日に、 [REDACTED] の妻が住むヤンゴンの自宅に軍情報部の2名と地区評議会の1名が訪問し、妻に対し、 [REDACTED] がまだ日本にいるか、連絡を取っているかを尋ね、 [REDACTED] が [REDACTED] か [REDACTED] か確認するとして国民登録証を提示するよう求めて [REDACTED] であることを確認し、妻が [REDACTED] は何をしたのかと聞いたところ、 [REDACTED] は反政府活動をして政府を侮辱していると答え、自宅の写真を4枚撮り、住民票を調べ、4、5年前に [REDACTED] が送った写真を押収し、 [REDACTED] の国民登録証のコピーをとって持ち帰った、との話を聞いた。

(2) 前項で認定した事実によれば、ミャンマーは極めて権威主義的な軍事政権に支配されており、2001年(平成13年)から2003年(平成15

年) 初頭にかけて民主化が進むのではないかと期待できる状況が存在したが、2003年(平成15年)5月30日のディペイン事件以後は、軍事政権が武力により国民を支配する状況が継続しており、拷問や虐待は常態化され、政治的逮捕のほぼすべてが軍情報部によって行われ、逮捕及び拘束について手続を定めた法律はなく、逮捕及び拘束は恣意的に行われ、司法が軍の下にあって政治囚の刑は軍の指示に基づき言い渡され、政治囚が拷問により殺害される事例が少なくなく、軍事政権の情報収集能力は高いと評価されていて、国の内外に広範な諜報網を広げ、高度な監視システムを形成し、国外の民主化運動、反政府運動のほぼ全容を把握していると考えられ、芸術活動に対しても政治的主張を含むと判断するものについては極めて抑圧的な姿勢をとり、ミャンマーの民主化運動を主唱する音楽家ムンアウンや民主化運動に好意を示す音楽家マーマーエについては歌曲が国内に流通することを厳しく禁じる措置がとられているというミャンマー国内の状況があり、他方、ミャンマー国外に関する事実としては、このようなミャンマーの軍事政権に対し欧米諸国は経済制裁を用いて人権問題の改善や政治の民主化を求めており、ミャンマー国外の民主化運動団体はビルマ連邦国民評議会(NCUB)及びビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)を中心にして協同行動をとるようになり、欧米の政府には民主化運動団体の支援を表明する政府もあり、ビルマ連邦国民評議会(NCUB)の構成組織の一つである国民民主連盟(解放地域)(NLD(LA))は各国に支部を有するが、その中で国民民主連盟(解放地域)日本支部(NLD(LA)JB)が最大の組織であり、同日本支部(JB)はニュースメディアやジャーナリストを重視する活動(デモ行進、伝統の祭りに合わせた催し、チャリティコンサートなど)を行っているが、このような国外の民主化運動、反体制運動に対し、ミャンマーの軍事政権は民主化運動団体を名指して国家を不安定にし国家建設をだめにさせることを目的として暴力的な破壊活動をするなどと非難し、公式に非合法組織に指

定するほか、爆弾を用いた爆破事件等と関連づける報道発表を繰り返す、その中には国民民主連盟(解放地域)日本支部(NLD(LA)JB)のメンバーを名指しするものもあるところ、控訴人はミャンマー人で構成するバンドに参加して民主化運動団体が主催するチャリティコンサート(軍事政権から逃れた難民の支援を目的とするもの)に参加したり、民主化運動の象徴的存在であるムンアウンの日本公演のバックバンドを務めたりした後、自らがリーダーとなってミャンマー人で構成する音楽バンド「ブラックローズ」を結成し、同じく民主化運動団体が主催するムンアウンのチャリティコンサートにおいてバックバンドを務めたり、国民民主連盟(解放地域)(NLD(LA))の議長の依頼により、ブラックローズが、民主化運動に好意を示したことで帰国を拒否されているマーマーエの日本公演開催に尽力し、公演当日は裏方を務めたりし、続けて控訴人が国民民主連盟(解放地域)日本支部(NLD(LA)JB)に加入してミャンマーの新首相来日の際にデモ活動に参加したりしているのである。

以上の事実関係が認められるのであり、これらの事実に前記認定の軍事政権のアーティストの芸術活動等に対する姿勢を併せると、ムンアウンは、ミャンマー人の間における高い知名度に加え、その民主化運動への関わりから、ミャンマー政府から強い関心を寄せられていると推認されることから、ブラックローズは、ムンアウンと一度ならずも政治的な意味合いを持つチャリティコンサートを開催しているバンドであるから、そのことだけでミャンマー政府の関心の対象であると考えられることができる。そして、ブラックローズのうちの2名が我が国において難民認定されているところ、ブラックローズは、反政府団体が主催する上記のようなコンサート等において政治的メッセージを含む楽曲を演奏していることから、ミャンマー政府はブラックローズというグループ自体に関心を寄せると共に、その構成員についても関心を寄せているものと考えられることができる。さらに、国民民主連盟(解放地域)日本支

部（NLD（LA）JB）の関係で控訴人を見ると、国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）は、政治的な集会やデモ等の活動を活発に行っている団体であり、その構成員も平成17年10月当時235名を数えるものであって、我が国におけるミャンマーの民主化運動において中心的役割を果たしている団体であると認められるところ、控訴人は、上記認定のとおり、2003年（平成15年）12月に入会を認められたものであるが、入会前からブラックローズのリーダーとして、日本における民主化運動団体が主催するいくつかのチャリティコンサートに参加して軍事政権に反対する政治的な歌を演奏しており、入会の後はデモ等の活動に参加していたもので、運営委員会組織部に所属して、チャリティコンサートの運営責任者としてその開催のための活動に従事し、ブラックローズとしての音楽活動を通じて加入者を募っているのであるから、控訴人のブラックローズのリーダーとしての活動は、単に音楽活動としての域にとどまるものではなく、その音楽活動を通じて、楽曲の演奏という手段でミャンマーの現状を世に訴え、その民主化運動を広く世に知らしめ、反政府的な意味合いを持つ集会の効果を高め、民主化運動に関わる団体を経済的に支援するという意味で、いわゆる「広告塔」としての重要な役割を果たしているものと認めるのが相当である。したがって、このような国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）の一員であり、ブラックローズのリーダーであるという控訴人の存在自体が、民主化運動の活発化や民主化勢力の拡大を望まず、軍事政権の権力掌握の継続を望むミャンマー政府からすれば、一定の脅威を感じる存在であるといえる。

そして、ブラックローズが2003年（平成15年）9月に開催されたマーマーエのチャリティコンサート開催に尽力し、当日も裏方として働き、同年12月にミャンマーの新首相に就任したキンニャンが来日した際に、控訴人はディペイン事件以降拘束が続いているアウンサンスーチーや国民民主連

盟（NLD）の他の指導者を解放することを求めるデモ活動に国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）のメンバーとして参加したが、早速、翌年1月30日には、ミャンマーにいる控訴人の父の許に軍情報部の軍人が訪れて、控訴人が日本で政治活動に関与しているから止めさせるように警告して行き、これを控訴人は父からの手紙等で知らされ、同じころ控訴人の知人が在日ミャンマー大使から控訴人らは軍政の指定したブラックリストに載っていて、ヤンゴンに帰れば困難な状況に陥るだろうと言われ、これらを契機に控訴人はバンドの他のメンバーと共に難民認定を申請し、その後も控訴人は民主化運動を止めることはなく、控訴人は、国民民主連盟（解放地域）日本支部（NLD（LA）JB）が重視する活動の一つであるチャリティコンサートの運営責任者として業務に従事し、2006年7月9日には控訴人のバンドが主催してムンアウンと共演するチャリティコンサートを開催するに至り、その収益金を控訴人のバンドの名前で軍事政権のためにミャンマーから逃れざるを得なかった孤児達が暮らす孤児院に寄付したが、その直後に控訴人のバンドのメンバーのヤンゴンの自宅に軍情報部の軍人らが立ち入り、同メンバーを特定する資料を押収していったというのであるから、以上の事実によれば、控訴人は、入管法2条3号の2にいう「難民」、すなわち、「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」に当たるといふべきである。なお、上記認定及び判断に供した事実関係のうち、上記ア)の事実（軍事政権が燃料代価格を5倍に引き上げたことを契機として、2007年（平成19年）8月及び9月にミャンマー国内で生じた事態）、上記イ)のうち、国家平和開発評議会（SPDC）情報委員会が2008年（平成20年）9月8日に行った報道発表、上記ウ)のうち、ブラックローズが2006年（平成18

年) 7月9日にムンアウンと共演するチャリティコンサートを開いたこと及びそれに関するインタビュー記事の掲載とウェブサイトでコンサート開催の事実が報じられたこと、ウ(イ)の事実(ブラックローズのメンバーのうち、

)と

)の夫妻が2006年(平成18年)2月21日付けで法務大臣により難民と認定され、メンバーのうち1名は在留特別許可を受けたこと、ウ(ロ)の事実(軍情報部の2名と地区評議会の1名が2006年(平成18年)7月21日に、ブラックローズのメンバーである )の妻が住むヤンゴンの自宅に立ち入った事実)は、いずれも平成17年11月11日付けの本件不認定処分後の事実ではあるが、これらの事実を除く上記認定各事実によっても、控訴人が「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」に当たることが優に認められるものであり、上記の各事実は、本件不認定処分時においても、既に、控訴人が「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」に当たるといえたことを補強的に示す事実として評価することができる。

上記のとおり、本件不認定処分がされた当時、控訴人は難民であったといえることができるから、これを認めなかった本件不認定処分は違法であり、取り消されるべきである。

## 2 本件裁決の取消事由の有無及び本件退令発付処分の取消事由の有無

上記に詳述したところによれば、本件裁決及び本件退令発付処分には控訴人が控訴人を迫害するおそれのあるミャンマーに送還することが許されない難民

(入管法53条1項、3項、難民条約33条1各参照)であることを見過ごした違法があることは明らかであり、本件裁決及び本件退令発付処分は取り消されるべきである。

## 3 結論

以上の認定及び判断の結果によれば、本件不認定処分の取消しを求める控訴人の請求、本件裁決の取消しを求める控訴人の請求及び本件退令発付処分の取消しを求める控訴人の請求は、いずれも理由があるからこれらを認容すべきである。そうすると、当裁判所の上記判断と異なり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は不当であるからこれを取り消し、控訴人の上記各請求をいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 渡 邊 等

裁判官 西 口 元

裁判官 山 口 信 恭

これは正本である。

平成21年4月30日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 飛山

